

裁判所と司法

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

裁判所はどんな役割をもち、公正な裁判はどう守られているのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 裁判所と司法権の独立

司法権

しほうけん
司法権

法にもとづいて争いを解決する権限。

しほうけんのどくりつ
司法権の独立

裁判が、ほかの権力から干渉されないこと。

こくみんしんさ
国民審査

最高裁判所の裁判官を国民が審査する制度。

法律にもとづいて争いごとや犯罪を判断し、解決することを**司法**といい、その権限を**司法権**という。司法権は、最高裁判所と、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の**下級裁判所**だけがもつ。最高裁判所は東京に置かれ、長官と14人の裁判官の計15人で構成される。特別な裁判所をつくることは憲法で禁じられている。裁判所は、身近な事件から国の重要な問題まで、国民の権利を守る最後のよりどころである。

裁判が国会や内閣、世論などに左右されては、公正な判断ができない。そこで、裁判所は他の機関から干渉されず、裁判官は憲法・法律と自分の良心だけにしたがって裁判を行う。これを**司法権の独立**という。裁判官は、心身の故障や国会の**弾劾裁判所**での裁判などがなければ、やめさせられず、給料も在任中に減らされない。最高裁判所の裁判官は、**国民審査**を受ける。

2 裁判のしくみ

三審制・裁判員

さんしんせい
三審制

同じ事件で3回まで裁判を受けられる制度。

こうそ
控訴

第一審の判決に不服で、第二審を求めること。

さいばんいんせいど
裁判員制度

国民が重大な刑事事件の裁判に参加する制度。

裁判には、お金や契約などの争いを扱う**民事裁判**と、犯罪を裁く**刑事裁判**がある。民事裁判では、訴えた原告と訴えられた被告が争い、話し合いで解決する和解で終わることもある。刑事裁判では、**検察官**が被疑者を**起訴**し、起訴された**被告人**は**弁護人**の助けを受けられる。判決に不服があれば、上級の裁判所に訴えられる。第一審から第二審への申し立てを**控訴**、第二審から第三審への申し立てを**上告**といい、このしくみを**三審制**という。

2009年から**裁判員制度**が始まった。重大な刑事事件の第一審で、くじで選ばれた18歳以上の国民6人が裁判員となり、裁判官3人とともに、有罪か無罪か、有罪ならどんな刑罰かを話し合って決める。国民の感覚を裁判に生かすことがねらいである。裁判は、人権を守るため原則として公開され、被告人は有罪が確定するまでは無罪として扱われる。



問いへの答え

裁判所は、法律にもとづいて争いを解決する司法権をもち、公正な裁判のために司法権の独立が保障され、裁判官は良心にしたがって判断する。慎重な判断のために三審制がとられ、重大な刑事事件の第一審には、国民が参加する裁判員制度も2009年から行われている。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

